

平成19年10月3日

保険販売規制の見直しについて

社団法人 全国信用金庫協会

〔基本的な考え方について〕

- ・ 信用金庫は会員制度に拠って立つ協同組織の地域金融機関であり、制度的に融資先は会員であることが原則とされております。これは相互扶助により資金を融通しあうという考え方が基本にあるわけで、いやしくも存立の基盤となる会員すなわち融資先に対して何らかの圧力をかけることは想定できません。
- ・ 一方、保険思想の根源は相互扶助にあると言われるように、信用金庫とその顧客にとって、保険は極めて親和性の高い金融サービスであるという認識を持っています。このため、業界では保険窓販の解禁が議論される以前（平成2年頃）から、地域の顧客ニーズに沿った保険・共済商品の提供について真剣に検討してまいりました。
- ・ したがって、私ども信用金庫業界といたしましては、窓販にかかる規制を強化することなく、かねてからの予定どおり全面解禁が実施されることを強く願います。

〔弊害防止措置、苦情・相談について〕

- ・ 平成17年12月に窓販第三次解禁が実施された際に、圧力募集を防止するとの観点から融資先への販売規制をはじめとするさまざまな弊害防止措置が追加されました。これに関する金融庁のモニタリング結果は、ご案内のとおり「一部の銀行員による事務疎漏を除いて、概ね銀行等において、遵守するための体制整備が行われたと考えられる。また、問題事例の発生状況に鑑みると、弊害防止措置は有効に機能していたものと考えられる。」というものでした。
- ・ また、私ども全国信用金庫協会では、お客様から寄せられる信用金庫に対する苦情・相談を受け付ける「全国しんきん相談所」を設置しておりますが、保険窓販のいわゆる第三次解禁が実施された後の平成18年1月～19年5月までに、相談所で受け付けた案件のうち、保険窓販に関して寄せられた苦情は皆無であります。また、全国11地区に地区協会があり、同様に相談受付状況を調査した結果、2件ほど相談案件がありましたが、いわゆる圧力募集に類する案件はありませんでした。

〔保険窓販規制の見直しについて〕

- ・ 前述のとおり保険窓販については、すでに圧力募集防止の観点からさまざまな規制がかけられており、加えてこの9月末からの金融商品取引法、改正金融商品販売法の施行を契機として、より厳格な販売体制の整備が求められるなど、環境は十分に整えられております。
- ・ 私どもとしては顧客保護の観点から、ある程度の弊害防止措置が講じられることはやむを得ないことと理解しておりますが、規制が過剰であるがために顧客利便性が損なわれることになるとすれば、それは本末転倒であると言わざるをえません。また、金融機関の実務において相当に大きな負荷が強いられておりますので、この10月からスタートした郵政グループとのバランス（郵便局会社では、窓販特有の弊害防止措置を課されることなく、すでにあらゆる保険商品の販売が可能になっている）にも一定の配慮が必要と思われまます。
- ・ したがって、今後、全面解禁が実施される場合には、顧客利便がいたずらに阻害されることのないよう、弊害防止措置についてはむしろ緩和する方向で適切な見直しを行っていただきたいと考えております。

〔今後の取り組みについて〕

- ・ 冒頭に申し述べたとおり、私ども信用金庫は協同組織の相互扶助という経営理念のもとで、リレーションシップバンキングを実践する中で、地域の顧客ニーズに沿った良質で安心できる保険商品を提供していきたいと考えております。もとより、保険窓販を取扱うことによって地域の信頼を損なうようなことがあってはならず、その点では保険会社と連携して顧客サービス体制の一層の向上、特性の発揮に努めていく所存であります。

以 上